

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	第18回全日本ビーチバレージュニア男子選手権に係る運営業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	全日本ビーチバレージュニア男子選手権実行委員会 大阪市浪速区難波中2丁目7-25 ナンバビル304
契約金額(税込)	1,556,000円(税込)
契約締結日	令和元年6月1日
契約期間	契約締結日～令和元年8月15日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</li> <li><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</li> <li><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</li> <li><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</li> <li><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</li> </ul> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>全日本ビーチバレージュニア男子選手権の開催には、公式ルールに基づいた大会運営(選手募集、予選大会運営、荒天等による試合中断等の不測の事態に対する迅速かつ公正な対応等も含む)、及び事故の未然防止や事故が発生した場合に備えて、迅速な対応を行える体制整備等、出場選手への安全対策を確実に行わなければならない。</p> <p>これらの業務については、競技に関する専門知識、ノウハウ、経験、および周辺施設などの開催地に関する知識が不可欠であり、これらすべてを兼ね備えた組織が大会運営を行う必要がある。</p> <p>上記の業務を実施できるのは、(公財)日本バレーボール協会、同協会に加盟する大阪府バレーボール協会、大阪高等学校体育連盟バレーボール専門部で組織される「全日本ビーチバレージュニア男子選手権実行委員会」しかないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本実行委員会と随意契約するものである。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	参議院議員通常選挙における入場整理券作成等業務委託
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	1,519,205円(税込)
契約締結日	令和元年6月1日
契約期間	契約締結日～令和元年8月9日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本選挙における入場券は、株式会社南大阪電子計算センターが保守、運営を行っている住民基本情報を利用し作成する。そのため、他の事業者による実施はできない。 したがって、その性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものである。

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	参議院議員通常選挙における入場整理券作成等業務委託
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,519,205円（税込）
契約締結日	令和元年6月1日
契約期間	契約締結日～令和元年8月9日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本選挙における入場券は、株式会社南大阪電子計算センターが保守、運営を行っている住民基本情報を利用し作成する。そのため、他の事業者による実施はできない。 したがって、その性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものである。

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	鳥取中学校増築棟建設工事監理業務委託
担当部・課名	事業部事業総務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 池下設計 大阪事務所 大阪市西区西本町一丁目3番15号 大阪建大ビル4階
契約金額(税込)	金16,229,400円
契約締結日	令和元年6月10日
契約期間	契約締結日 から 令和2年3月29日 まで
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>工事監理業務は、設計内容を工事業者に指導、伝達等を行い、設計図書のとおり施工されていることを監理しなければなりません。</p> <p>また、施設を利用しながらの工事となるため、設計図書に定められた限られた期間内に工事を進めていかなければならず、現場で発生する当初想定し得ない様々な問題や変更についても迅速に対応しなければなりません。設計者と監理者が異なると、工事が進捗する中で、監理者が設計図書の意図等を迅速に把握し、かつ工事業者に対し、十分な指導等を行うことは困難であることから、円滑な業務遂行に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本工事の設計者である株式会社池下設計 大阪事務所と随意契約を行うものであります。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市プレミアム付商品券販売等業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町 35-4
契約金額(税込)	62,192,800 円
契約締結日	令和元年 6 月 10 日
契約期間	契約締結日～令和 2 年 3 月 31 日
根拠規定(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、本年 10 月からの消費税・地方消費税率引上げに伴い、低所得者・子育て世帯主向けに発行する「阪南市プレミアム付商品券(以下「商品券」という。)」に係る商品券の販売、商品券使用可能店舗の募集、商品券の換金等を委託するものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、業務遂行能力、事業内容等を総合的な観点から契約の相手方を選定する必要があるため、「阪南市プレミアム付商品券販売等業務受託業者選定委員会設置要綱」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>「阪南市プレミアム付商品券販売等業務受託業者選定委員会」で審査及び評価を行った結果、阪南市商工会が本業務に関する目的を踏まえた事業企画がされていること及び業務内容についても安定した実績があることが高く評価できるとして、本事業の履行に最も適した候補者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、阪南市商工会と随意契約する。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	次世代へつなげ、夢の懸け橋プロジェクトⅢ業務委託
担当部・課名	市民部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 JTB西日本インバウンド部 京都府京都市下京区東塩小路町 608-9 日本生命京都三哲ビル 6 階
契約金額(税込)	3,899,995 円
契約締結日	令和元年 6 月 12 日
契約期間	令和元年 6 月 12 日～令和 2 年 3 月 31 日
根拠規定(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、関西国際空港のインバウンドを活用し、泉州観光プロモーション協議会の海外プロモーション事業によりコネクションをつくってきた台湾をターゲットに、市内事業者の販路拡大による事業発展と、産業観光による台湾から本市への交流人口増加を促進し、本市の認知度向上及び活性化を図ることを目的としている。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、業務遂行能力、事業内容等を総合的な観点から契約の相手方を選定する必要があるため、「『次世代へつなげ、夢の懸け橋プロジェクトⅢ』業務受託業者選定委員会設置要綱」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>「『次世代へつなげ、夢の懸け橋プロジェクトⅢ』業務受託業者選定委員会」で審査及び評価を行った結果、株式会社 JTB 西日本インバウンド部が本業務に関する目的を踏まえた事業企画がされていること及び業務内容についても安定した実績があることが高く評価できるとして、本事業の履行に最も適した候補者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、株式会社 JTB 西日本インバウンド部と随意契約する。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	平成31年度市内美化一般廃棄物等処分業務委託
担当部・課名	土木管理室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南環境事業協同組合 理事長 古田 能継 大阪府阪南市自然田1104
契約金額(税込)	2,973,240円
契約締結日	令和元年6月17日
契約期間	契約締結日～令和元年7月19日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>美化活動に伴い収集された大量の一般廃棄物が、一時仮置き場に長期に保管されることは、周辺の環境に及ぼす影響が多いことから、市として、これら空き缶などを短期間に処理を行うことが、本事業を行うに当たり最優先事項と考える。「阪南環境事業協同組合」は阪南市で唯一、専用車両たるパッカー車を保有し、一般廃棄物の収集運搬許可業者により構成され、機動力に優れているため、本業務の委託先はここにおいてほかにない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和2年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会 大阪市中央区今橋1丁目6番19号コレマーベル9階
契約金額（税込）	2,178,576円
契約締結日	令和元年6月28日
契約期間	契約締結日～令和2年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>固定資産税の算定基礎となる評価額は、地方税法第341条の規定により、3年毎に見直されます。平成30年度（基準年度）評価替えに伴う標準地鑑定が平成29年1月1日現在で全国一斉に行われましたが、若干ながら地価の下落傾向が続いていることから、令和元年度と同様に令和2年度における価格の修正を行います。</p> <p>価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託は、単に固定資産の鑑定評価を行うのではなく、広域での比較調整が必要であり、大阪府内で鑑定士同士の調整を行っているのが、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会をおいて他にない。</p> <p>以上のような理由により、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>